

認可外保育施設関係事務連絡会 (実施月：令和6年3月)	資料ス
資料格納日：令和6年3月19日 動画公開期間：令和6年3月19日～令和6年9月30日	

幼児教育・保育関係事業者向けの 市ホームページについて

<担当>

制度運営グループ	TEL : 457-2827
----------	----------------

<基本情報>

対象類型	法届出 対象施設	認証保育所	○
		企業主導型保育事業	○
		その他の法届出対象施設（認証保育所・ 企業主導型保育事業・ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
	顧客児童限定 保育施設	その他の顧客児童限定保育施設 （ベビーシッター以外）	○
		ベビーシッター	○
通知の状況	有り	通知日	令和6年3月8日（金）
		通知方法	メール その他
	無し		
提出書類 の有無	全施設提出 該当する施設のみ提出	提出期限	
		提出方法	
	提出無し		

認可外保育施設（法届出対象施設、
顧客児童限定保育施設）

浜 こ 幼 号 外
令 和 6 年 3 月 8 日

代表者 様

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課長 井川 宜彦

幼児教育・保育関係事業者向けの市ホームページについて

日ごろ、幼児教育・保育行政の推進につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年3月11日から、幼児教育・保育関係事業者向けの市ホームページの構成が以下のとおり変更となりますので、お知らせします。

記

1 変更前後の比較

掲載内容	変更前 (～令和6年3月10日)	変更後 (令和6年3月11日～)
認可外保育施設に係る市要綱や設備運営基準、届出様式等に関する事	Dページ	1つのページに統合し、 Bページに名称を変更
顧客児童限定保育施設の届出制の導入に関する事	D-2ページ	
重大事故、感染症又は食中毒、食事における異物混入の報告様式等に関する事	Fページ	Cページに名称を変更
一時預かり事業・病児保育事業の届出等に関する事	Eページ	

2 その他

- ・幼児教育・保育関係事業者向けの市ホームページのトップページについても、構成の変更を予定しています。
- ・変更後の幼児教育・保育関係事業者向けの市ホームページ画面の予定は、次ページ以降を参照してください。

浜松市こども家庭部幼児教育・保育課 制度運営グループ
担当：菅谷 TEL：457-2827
E-mail:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp

※令和6年3月11日の変更後の予定内容

[ホーム](#) > [創業・産業・ビジネス](#) > [福祉・介護](#) > [幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ）](#)

更新日：

幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ）

浜松市内の幼児教育・保育関係事業者の皆様に関する情報を掲載しています。

1. 施設・事業について

認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業の募集について

[A.既存の認定こども園・保育所・幼稚園を対象とした施設整備及び地域型保育事業の事業者の募集について](#)

認可（認定）を受ける認定こども園・保育所・地域型保育事業を新規で開設等する場合に関する情報を掲載しています。

赤枠部分：認可外保育施設に関するページ（新Bページ）

認可外保育施設の届出等について

[B.認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設・届出対象外施設）の届出等について](#)

認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の制度の概要や届出等に関する情報を掲載しています。

一時預かり事業・病児保育事業の届出等について

[C.一時預かり事業・病児保育事業の届出等について](#)

一時預かり事業や病児保育事業を行う場合の届出等に関する情報を掲載しています。

既存の認定こども園・保育所・地域型保育事業・幼稚園の手続き等について

クラウドに格納してある様式等をご活用ください。

2. 関連するホームページについて

■ [浜松市子育て情報サイトびびび（別ウィンドウが開きます）](#)

3. 幼児教育・保育課の連絡先等について

幼児教育・保育課からのお願い

- 担当が不在となる時間があるため、来庁時にはあらかじめ日時の御連絡をお願いします。
- 幼児教育・保育課あてにメールを送信する場合は、メールの件名の冒頭にグループ名又は担当者を記載していただきますよう御協力をお願いします。
 - (例) 【〇〇グループあて】補助金の書類について
 - (例) 【(担当者名)あて】変更届について

幼児教育・保育課の各グループの主な業務

- 各グループの主な業務は次のとおりです。お問い合わせの際は、直通の電話番号にお掛けいただきますよう御協力をお願いします。

グループ名	主な業務	電話番号
企画調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 病児保育事業 	053-457-2827
制度運営グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私立認定こども園・保育所・地域型保育事業の募集や認可・変更 ■ 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）・認証保育所・企業主導型保育事業の届出 ■ 一時預かり事業・預かり保育事業・病児保育事業の届出 ■ 保育士宿舍借り上げ支援事業 	053-457-2827
無償化事業グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 幼児教育・保育の無償化事業 ■ 新制度幼稚園の教育・保育給付認定や副食費の免除 	053-457-2118
施設給付・収納グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 私立認定こども園・保育所・地域型保育事業の運営・指導 ■ 私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業 ■ 私立保育所等事業費助成事業 ■ 保育所の保育料の収納 	053-457-2826
入所調整グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園・保育所・地域型保育事業の入所に係る制度管理 ■ 利用調整の決定 ■ 保育相談 	053-457-2833
入所管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園・保育所・地域型保育事業の入退園、教育・保育給付認定や副食費の免除判定 ■ 保育料の決定 	053-457-2867
職員管理グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立幼稚園・保育園の職員の人事管理、臨時職員の任用等 	053-457-2539
施設グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市立幼稚園・保育園の施設の維持管理及び修繕整備 	053-457-2117
指導グループ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 認定こども園・保育所・幼稚園・地域型保育事業・認可外保育施設の教育・保育や安全・衛生に関する指導 	053-457-2117

その他	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所本館2階 ファックス番号: 053-457-2039 メールアドレス: youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp
-----	--

[ホーム](#) > [創業・産業・ビジネス](#) > [福祉・介護](#) > B.認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

更新日：

B.認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の届出等について

- [幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ）](#)へ戻る
- このページの担当は、制度運営グループ（電話：053-457-2827）です。
- 各種資料は、浜松市内の幼児教育・保育関係事業者の事務の効率化等のために作成したものです。浜松市以外において使用することを禁じます。

- [1.浜松市における認可外保育施設の制度について](#)
- [2.既存の認可外保育施設の事業者の方へ](#)
- [3.新たに認可外保育施設を開設したい事業者の方へ](#)
- [4.説明会等に関する資料の掲載](#)

1.浜松市における認可外保育施設の制度について

(1) 制度の概要

浜松市では、認可外保育施設を(A)法届出対象施設、(B)顧客児童限定保育施設、(C)届出対象外施設の3つに分類しています。それぞれ、児童福祉法や市要綱に基づき、届出や報告等が必要になる場合があります。

また、国の通知を参酌して、浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（浜松市認可外保育施設設備運営基準）を定めています。

- [B-1-11 浜松市における認可外保育施設の制度の概要（令和5年4月1日施行）（PDF：1,915KB）](#)
- [B-1-12 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙1）（PDF：585KB）](#)
- [B-1-13 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙2）（PDF：528KB）](#)
- [B-1-14 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙3）（PDF：431KB）](#)
- [B-1-15 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙4）（PDF：424KB）](#)
- [B-1-16 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙5）（PDF：564KB）](#)
- [B-1-17 浜松市認可外保育施設の設備及び運営に関する基準（別紙6）（PDF：507KB）](#)
- [B-1-18 浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱（令和5年4月1日施行）（PDF：6,771KB）](#)
- [B-1-19（参考）浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱（令和5年4月1日施行）の一部改正新旧対照表（PDF：520KB）](#)
- [B-1-20（参考）浜松市認可外保育施設指導監督実施要綱（令和5年4月1日施行）の主な改正内容について（PDF：331KB）](#)

(2) 顧客児童限定保育施設の届出制

浜松市では、「顧客児童限定保育施設」について、令和4年4月1日から届出制を導入しています。

ア.届出制を導入した背景

児童福祉法第59条の2及び児童福祉法施行規則第49条の2において、法律上の届出の対象外となる施設が規定されています。その一方で、これらの届出の対象外の施設であっても、児童福祉法第59条による指導監督の対象であるとされており、適正な保育内容及び保育環境が確保されているかを確認することが求められています。

その中で、特に顧客児童限定保育施設に該当する施設については、不特定多数の乳幼児が保育されている実態があると考えられることから、令和4年度から届出制を導入し、実態把握及び立入調査につなげることにしました。

イ.対象となる施設

認可外保育施設のうち、下記の乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

- 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の監護する乳幼児
(例) デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設

ウ.制度の概要等

届出や定期報告、指導監督等については、上記「(1)制度の概要」を確認してください。

(3)参考通知等

こども家庭庁のホームページ等を確認してください。

- [B-1-21 こども家庭庁ホームページ（別ウィンドウが開きます）](#)
- [B-1-22 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和5年3月31日改正）（PDF：2,433KB）](#)
- [B-1-23 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（令和5年1月31日改正）（PDF：1,858KB）](#)
- [B-1-24 「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について（令和5年2月28日改正）（PDF：165KB）](#)
- [B-1-25 一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について（令和5年4月1日改正）（PDF：446KB）](#)
- [B-1-26 認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について（PDF：6,870KB）](#)
 - [B-1-26-1（別添資料4）保育安全計画例（Word：25KB）](#)
- [B-1-27 認可外保育施設における業務継続計画等について（PDF：175KB）](#)
 - [B-1-27-1 業務継続ガイドライン（PDF：1,693KB）](#)
 - [B-1-27-2 児童福祉施設等における業務継続計画（ひな形）（Word：61KB）](#)
 - [B-1-27-3 研修動画（児童福祉施設に係るBCPについて、児童福祉施設に係る感染症対策について）（PDF：55KB）](#)
 - [B-1-27-4 感染症対策マニュアル（PDF：1,112KB）](#)
- [B-1-28 保育所等における虐待等に関する対応について（PDF：169KB）](#)
- [B-1-29 不適切な保育の未然防止の徹底について（PDF：111KB）](#)
- [B-1-30 昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（PDF：254KB）](#)
 - [B-1-30-1（別紙1）昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について（PDF：1,247KB）](#)
 - [B-1-30-2（別紙2）保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）（PDF：1,284KB）](#)
- [B-1-31 虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化について（PDF：964KB）](#)
- [B-1-32 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について（PDF：3,520KB）](#)
- [B-1-33 保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底について（再周知）（PDF：226KB）](#)
- [B-1-34 認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について（PDF：291KB）](#)
- [B-1-35 保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について（PDF：692KB）](#)
- [B-1-36 こどものバス送迎・安全徹底マニュアル（PDF：613KB）](#)
- [B-1-37 静岡県教育・保育施設におけるこどもの車両送迎に係る安全管理指針（PDF：264KB）](#)

- [B-1-37-1 役割フローチャート例 \(Excel : 19KB\)](#)
- [B-1-37-2 幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン \(PDF : 2,346KB\)](#)

(4) 参考様式等

- [B-1-61 掲示様式記載例 \(浜松市\) \(Word : 40KB\)](#)
- [B-1-62 書面交付様式記載例 \(浜松市\) \(Word : 41KB\)](#)

2. 既存の認可外保育施設の事業者の方へ

(1) 変更の届出

ア.(A)法届出対象施設の場合

変更の届出に関する様式を掲載します。

また、変更届等の提出が必要となる主な事例や提出時期等を一覧にまとめています。なお、この資料は関係法令を要約して作成したものですので、必ず関係法令を確認のうえ、対応をお願いします。

- [B-2-11 認可外保育施設（法届出対象施設）変更届入力様式 \(Excel : 742KB\)](#)
- [B-2-12 変更届該当事項等一覧（認可外保育施設（法届出対象施設）） \(PDF : 329KB\)](#)

イ.(B)顧客児童限定保育施設の場合

変更の届出に関する様式を掲載します。

- [B-2-13 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）変更届入力様式 \(Excel : 137KB\)](#)

(2) 休止・再開・廃止の届出

ア.(A)法届出対象施設の場合

休止・再開・廃止の届出に関する様式を掲載します。

- [B-2-21 認可外保育施設（法届出対象施設）休止届・再開届・廃止届入力様式 \(Excel : 124KB\)](#)

イ.(B)顧客児童限定保育施設の場合

休止・再開・廃止の届出に関する様式を掲載します。

- [B-2-22 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）休止届・再開届・廃止届入力様式 \(Excel : 114KB\)](#)

(3) 指導監査

ア.随時報告 ((A)法届出対象施設、(B)顧客児童限定保育施設、(C)届出対象外施設共通)

以下に該当する場合には、市長に報告が必要です。報告方法等については、上記「1.浜松市における認可外保育施設の制度について」の「(1)制度の概要」を確認してください。

青枠部分：旧Fページからの移行部分

重大な事故

次の重大事故が生じた場合

- ・ 死亡事故
- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

（報告様式） [B-2-31 重大事故報告様式【教育・保育施設等事故報告様式（Ver.3）】（Excel：72KB）](#)

感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じた場合の報告

次のいずれかの状況が生じた場合

- ア 同一の感染者若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染者若しくは食中毒又はそれらそれらの疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に設置者若しくは管理者が報告を必要と認めた場合

（報告様式） [B-2-32 感染症・食中毒疑い事例発生報告書様式（掲載ページ：生活衛生課）](#)

（報告様式） [B-2-33 インフルエンザ経過報告書様式（PDF：529KB）](#)

食事（給食、おやつ等）における異物混入

次のいずれかのものが食事（給食、おやつ等）に混入していたとき

- ア 健康被害が想定されるもの（金属片、ガラス片、洗剤等）
- イ 健康への被害が否定できないもの（衛生害虫（ゴキブリ等）、異味異臭等）

（報告様式） [B-2-34 異物混入状況報告書（Word：17KB）](#)

不適切な保育

次のいずれかの場合に該当するとき

- ア こども一人一人の人格を尊重しない関わり
- イ 物事を強要するような関わり・脅迫的な言葉がけ
- ウ 罰を与える・乱暴な関わり
- エ こども一人一人の育ちや家庭環境への配慮に欠ける関わり
- オ 差別的な関わり

長期に滞在している児童の報告

24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合

（報告様式） [B-2-35 長期に滞在している児童について（報告）（Word：17KB）](#)

イ.定期報告（(A)法届出対象施設、(B)顧客児童限定保育施設共通）

毎年、認可外保育施設運営状況報告書により、運営状況を市長に報告する必要があります。
対象となる(A)法届出対象施設、(B)顧客児童限定保育施設に対して、個別に提出の依頼をします。

ウ.指導監査について（(A)法届出対象施設、(B)顧客児童限定保育施設、(C)届出対象外施設共通）

指導監査については、以下のページを参照してください。

- [B-2-36 認可外保育施設（法届出対象施設、顧客児童限定保育施設、届出対象外施設）の指導監査（掲載ページ：次世代育成課）](#)

(4)企業主導型保育事業

ア.既存の企業主導型保育事業に関する様式について

既存の企業主導型保育事業に関する様式を掲載します。

- [B-2-41 企業主導型保育事業利用報告書・利用終了報告書様式（Excel：20KB）](#)
- [B-2-42 企業主導型保育事業入所児童名簿様式（Excel：1,725KB）](#)

イ.教育・保育給付認定申請に関する様式について

教育・保育給付認定申請に関する様式を掲載します。

- [B-2-43 教育・保育給付認定申請等の取扱いについて \(PDF : 306KB\)](#)
- [B-2-44-1 \(第3号様式\) 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 \(PDF : 123KB\)](#)
- [B-2-44-2 \(第3号様式\) 【記載例】施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書 \(PDF : 158KB\)](#)
- [B-2-44-3 \(第6号様式\) 教育・保育給付認定変更申請書 \(PDF : 46KB\)](#)
- [B-2-45 3歳到達に伴う支給認定証の新規発行者名簿 \(Excel : 12KB\)](#)
- 家庭保育ができないことを証する書類（就労証明書、申立書兼誓約書、診断書）については、[浜松市子育て情報サイト「ぴっぴ」\(別ウィンドウが開きます\)](#) からご利用ください。※認可保育施設の入園申込みに必要な書類と同じ様式です。

(5) 認証保育所

ア. 既存の認証保育所に関する様式について

既存の認証保育所に関する様式を掲載します。

- [B-2-51 認証保育所変更届 \(第1号様式～第4号様式\) \(Word : 138KB\)](#)
- [B-2-52 認証保育所廃止 \(休止\) 承認申請書 \(第5号様式\) \(Word : 46KB\)](#)

(6) 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等の提出について

補助金の交付を受けた全ての施設について、設置者の決算に伴い消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等の提出をお願いします。様式等は別途連絡します。

(7) 特定子ども・子育て支援施設等

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書に関する様式を掲載します。

- [B-2-71 認可外保育施設 \(法届出対象施設\) 用の領収書兼提供証明書様式 \(Excel : 24KB\)](#)
- [B-2-72 認可外保育施設 \(認証保育所\) 用の領収書兼提供証明書様式 \(Excel : 24KB\)](#)
- [B-2-73 一時預かり事業用の領収書兼提供証明書様式 \(Excel : 33KB\)](#)
- [B-2-74 病児保育事業用の領収書兼提供証明書様式 \(Excel : 33KB\)](#)

3. 新たに認可外保育施設を開設したい事業者の方へ

(1) 設置の届出

ア. 事前相談 ((A)法届出対象施設、(B)顧客児童限定保育施設、(C)届出対象外施設共通)

新たに認可外保育施設を開設したい場合は、あらかじめ幼児教育・保育課へお問い合わせください。
届出の対象となる施設等については、上記の「1.浜松市における認可外保育制度について」の「(1)制度の概要」を確認してください。

イ.(A)法届出対象施設の場合

設置の届出に関する様式を掲載します。

- [B-3-11 認可外保育施設 \(法届出対象施設\) 設置届入力様式 \(Excel : 511KB\)](#)

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書等に関する様式を掲載します。

- [B-3-12 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書等様式 \(認可外保育施設\) \(Excel : 82KB\)](#)

ウ.(B)顧客児童限定保育施設の場合

設置の届出に関する様式を掲載します。

- [B-3-13 認可外保育施設（顧客児童限定保育施設）設置届入力様式（Excel：362KB）](#)

4. 説明会等に関する資料の掲載

説明会等の開催にあたり、ホームページを通じて資料を配付する場合は、このページに掲載する予定です。

令和5年10月13日公開 認可外保育施設関係事務連絡会（令和5年10月実施）

- [次第（令和5年10月実施）（PDF：67KB）](#)
- [【資料ア】（説明動画①・次第1）こどもの出欠状況に関する情報の確認、バス送迎に当たっての安全管理等の再徹底について（PDF：2,177KB）](#)
- [【資料イ】（説明動画①・次第2）こどもの安全のための新たな玩具規制について（PDF：696KB）](#)
- [【資料ウ】（説明動画①・次第3）行政区の再編に伴う認可外保育施設関係の主な事務等の整理について（PDF：192KB）](#)
- [【資料エ】（説明動画①・次第4）幼児教育・保育課からの一斉メールについて（PDF：100KB）](#)
- [【資料オ】（説明動画②・次第5）幼児教育・保育の無償化の経過措置終了時期のお知らせ（令和6年9月30日終了）（PDF：134KB）](#)
- [【資料カ】（説明動画②・次第6）令和5年度幼児教育アドバイザー派遣事業の実施について（PDF：2,325KB）](#)
- [【資料キ】（説明動画②・次第7）令和4年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等の提出について（PDF：208KB）](#)
- [【資料ク】（説明動画②・次第8）令和5年度浜松市私立保育所等ICT化推進事業の実施について（一部変更）（PDF：612KB）](#)
- [【資料ケ】（説明動画②・次第9）保育士宿舍借り上げ支援事業の交付申請書兼実績報告書等の提出について（依頼）（PDF：5,927KB）](#)
- [【資料あ】（説明動画なし・次第1）《周知》子どもの安心・安全対策支援事業（PDF：578KB）](#)
- [【資料い】（説明動画なし・次第2）《周知》浜松市教育・保育施設等物価高騰対策助成事業（PDF：3,609KB）](#)
- [【資料う】（説明動画なし・次第3）令和5年度 認可外保育施設関係 幼児教育・保育課担当グループ一覧（PDF：87KB）](#)

このページによくある質問

現在、情報はありません。

[よくある質問の一覧を見る](#)

お問い合わせ

浜松市役所子ども家庭部幼児教育・保育課
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
電話番号：053-457-2827
ファクス番号：053-457-2039



浜松市役所
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

開庁時間

月曜～金曜 8時30分～17時15分

(土日祝日、年末年始を除く)

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

担当課がわからないときは市民コールセンターへ

電話番号：053-457-2111 (受付時間／8時30分～17時15分)

アクセス

浜松市役所	中央区役所
浜名区役所	天竜区役所
東行政センター	西行政センター
南行政センター	北行政センター

更新日：

C.一時預かり事業・病児保育事業の届出等について

- [幼児教育・保育関係事業者の皆様へ（トップページ）](#) へ戻る
- このページの担当は、制度運営グループ・企画調整グループ（電話：053-457-2827）・無償化事業グループ（電話：053-457-2118）です。
- 各種資料は、浜松市内の幼児教育・保育関係事業者の事務の効率化等のために作成したものです。浜松市以外において使用することを禁じます。

1.一時預かり事業・病児保育事業の届出について

(1)一時預かり事業の届出について

一時預かり事業を行う場合は、市の補助事業であるか自主事業であるか、また、認可であるか認可外であるかを問わず、児童福祉法第34条の12の規定により、あらかじめ市長への届出が必要です。また、届け出た事項に変更が生じた場合は変更の日から1か月以内に、事業を廃止等する場合はあらかじめ、市長への届出が必要です。

- [C-1-11 一時預かり事業の届出について（PDF：198KB）](#)

(2)病児保育事業の届出について

病児保育事業を行う場合は、市の委託事業であるか自主事業であるか、また、認可であるか認可外であるかを問わず、児童福祉法第34条の18の規定により、あらかじめ市長への届出が必要です。また、届け出た事項に変更が生じた場合は変更の日から1か月以内に、事業を廃止等する場合はあらかじめ、市長への届出が必要です。

- [C-1-21 病児保育事業の届出について（PDF：233KB）](#)

2.一時預かり事業・病児保育事業の届出の様式等について

(1)届出の様式について

認定こども園、保育所、地域型保育事業、幼稚園の場合

クラウドに格納してある様式をご活用ください。

認可外保育施設などの場合

- [C-2-11 一時預かり事業・病児保育事業入力様式（届出・申請関係）（Excel：1,468KB）](#)

変更届等の提出が必要となる主な事例や提出時期等を一覧にまとめています。なお、この資料は関係法令を要約して作成したものですので、必ず関係法令を確認のうえ、対応をお願いします。

- [C-2-12 変更届該当事項等一覧（一時預かり事業・病児保育事業）（PDF：271KB）](#)

(2) 一時預かり事業・預かり保育事業の無償化について

ア. 一時預かり事業の無償化の事業者向け資料

- [C-2-21 一時預かり事業の事業者向けマニュアル（令和4年度版）（PDF：598KB）](#)
- [C-2-22 一時預かり事業用の領収書兼提供証明書様式（Excel：33KB）](#)

イ. 預かり保育事業の無償化の事業者向け資料

- [C-2-23 預かり保育事業の事業者向けマニュアル（令和4年度版）（PDF：728KB）](#)

3. 浜松市病児・病後児保育事業の受託者の募集について

現在募集は行っていません。

このページのよくある質問

現在、情報はありません。

[よくある質問の一覧を見る](#)

お問い合わせ

浜松市役所こども家庭部幼児教育・保育課
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
電話番号：053-457-2827
ファクス番号：053-457-2039



浜松市役所
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

開庁時間

月曜～金曜 8時30分～17時15分
(土日祝日、年末年始を除く)
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

アクセス

浜松市役所	中央区役所
浜名区役所	天竜区役所
東行政センター	西行政センター
南行政センター	北行政センター

担当課がわからないときは市民コールセン
ターへ
電話番号：053-457-2111（受付時間／
8時30分～17時15分）